

宇都宮市中小企業高度化 設備設置助成制度のご案内

この制度は、がんばる中小企業を応援するために、中小企業の方が技術の高度化・合理化を促進する目的で設置した機械設備の一部に補助を行うものです。

補助金の名称	中小企業高度化設備設置補助金
対象地域	市内全域
対象事業・業種	市内で事業を営む製造業、特定サービス業者又は宇都宮市リーディング企業で、市税を滞納していない中小企業者
補助金の内容・条件	新設・増設した設備の取得額の3%を助成 ①1台(基)あたりの取得価格が300万円以上のもの ②小規模事業者は取得額の4%を助成 ③助成限度額1千万円 ※上記支援にかかる予算のほか、追加で予算が確保できた場合は、所定の要件に該当する省エネ設備への補助率の上乗せを実施します。
令和5年度補助金の対象期間	設備設置の日が2022(令和4)年1月2日から2023(令和5)年1月1日のもの
令和5年度補助金の申請方法	2023(令和5)年5月1日から6月30日(消印有効)までに申請書に関係書類を添えて、直接または郵送で

■申請手続きの流れ■

設備設置

(2022. 1. 2～2023. 1. 1)



補助金の申請

(2023. 5. 1～6. 30)



現地調査 補助金の交付決定



補助金の交付請求



補助金の交付

※ が申請者の手続きになります。

■用語の解説■

■高度化設備

技術の高度化及び経営の合理化を促進するため自ら事業所に設置した、生産、研究、開発又はデザインの用に供する機械設備の購入に要する経費であり、当該経費のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第4号に規定する償却資産の購入に要する設備をいう。

■中小企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。

■小規模事業者

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する者をいう。

■特定サービス事業

総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務機器器具賃貸業、機械修理業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業及び自然科学研究所に属する事業をいう。

■宇都宮市リーディング企業

宇都宮市リーディング企業支援事業に基づいて認定を受けた企業をいう。

■□■交付申請に必要な書類■□■

申請書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 設置した設備の平面図又は配置図
- (3) 設置した設備の資産明細書
- (4) 設置した設備の領収書及びカタログ
- (5) 会社概要を示す書類

(1)(3)(5)については所定の用紙があります。
これらは市のホームページからも取り出せます。
ホームページアドレス <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/>

<お問い合わせ> 宇都宮市経済部商工振興課商工振興グループ
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
TEL 028-632-2434
FAX 028-632-5420
E-mail u2310@city.utsunomiya.tochigi.jp